

平成 29 年 7 月 19 日
国土交通省 九州地方整備局

福岡空港の地盤改良工事における施工不良について、瑕疵の修補を請求しました。

九州地方整備局は、平成 29 年 7 月 10 日に開催した「第 4 回 福岡空港地盤改良工事の修補に関する有識者委員会（委員長：善功企九州大学大学院工学研究院特任教授）」からの技術的助言を踏まえ、以下の地盤改良工事における施工不良について、本日、受注者に対し契約書第 41 条第 1 項※に基づき瑕疵の修補を請求しました。

件名：平成 26 年度 福岡空港滑走路地盤改良工事
受注者：東亜・本間特定建設工事共同企業体
件名：平成 27 年度 福岡空港滑走路地盤改良工事
受注者：東亜・本間特定建設工事共同企業体

※ 契約書第 41 条第 1 項

発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部

技術審査官 池田 高則

港湾整備・補償課長 福田 睦久

TEL 092-418-3372(直通)